

## ユアサイドニュース 3月号

年金を受給しながら働く高齢者の厚生年金の支給を調整する仕組みを在職老齢年金制度と  
いいます。

2026年4月からは制度の見直しが行われ、働きながら貰える年金額が増額し、給与と年金  
の支給調整が緩和されます。

今回は、改正点を中心に在職老齢年金制度についてご紹介します。

### 改正点

令和7年度は賃金と厚生年金の合計が月51万円を超える場合は超えた額の2分の1が支  
給停止されていましたが、令和8年度からは月65万円へ基準額が引き上げられ、賃金と  
厚生年金の合計額が65万円以下の場合には厚生年金が全額支給されます。

※老齢基礎年金は賃金額によって減額されることはありません。

### 在職老齢年金の計算方法

基本的な計算方法は下記の通りです。

基本月額 - (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 65万円) ÷ 2 = 支給額

用語説明

基本月額：加給年金額を除いた厚生年金の月額

総報酬月額相当額：(その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計)  
÷ 12

令和8年3月まで

例：厚生年金の月額が10万円、標準報酬月額が45万円、以前1年間に支給された賞与の  
額が120万円の場合

$100,000 - (100,000 + 450,000 + 100,000 - 510,000) \div 2 = 30,000$

厚生年金月額10万円のうち7万円が支給停止され、月額3万円が支給されます。

令和8年4月より

例：厚生年金の月額が10万円、標準報酬月額が45万円、以前1年間に支給された賞与の額が120万円の場合

$$100,000 - (100,000 + 450,000 + 100,000 - 650,000) \div 2 = 100,000$$

厚生年金が支給停止されずに全額支給されます。

今回は在職老齢年金制度についてご紹介しました。

改正により、年金を受給しながら働く高齢者が年金の減額を意識せず、より多く働けるようになります。これにより高齢者の働き控えを緩和し、人手不足の解消に繋がります。

その他、在職老齢年金制度に関するご質問等があれば担当までお問い合わせください。